

奈良高専みらい応援基金（目的別支援基金）
「起業家工房 Hub×Fab 基金」趣意書

起業家工房 Hub×Fab は、令和 5 年 9 月に開設された奈良高専のアントレプレナーシップ教育を推進するための中核拠点です。学生が自ら問いを立て、課題を発見し、試作・検証を重ねながら新たな価値を創造する実践の場として整備・運営しております。アントレプレナーシップとは起業に限らず、自ら課題を発見・解決し、新たな価値を生み出す精神と姿勢を指します。本校では、これを今後の教育の重要な柱と掲げ、他者と協働しながら未来を切り拓く人材の育成に注力しております。

起業家工房 Hub×Fab には、3D プリンタや刺繍ミシンといったデジタルものづくり機器をはじめ、金属積層造形・5 軸切削ハイブリッド加工機、金属 3D プリンタ、レーザー加工機など多様な先端設備を整備しております。学生たちはこれらの設備を活用し、高度な試作・検証に主体的に取り組んでいます。また、学生を「運営学生スタッフ」として雇用し、安全管理や利用支援を担うことで、実務を通じたアントレプレナーシップの育成にも寄与しております。

このように起業家工房 Hub×Fab は、本校におけるアントレプレナーシップ教育の核になる施設です。技術の急速な進展や学生プロジェクトの増加に伴い、設備の維持・更新、試作用材料の確保、運営学生スタッフの育成など、より充実した教育・研究環境の維持・向上が急務となっております。

つきましては、本基金の趣旨にご理解とご賛同をいただき、未来を切り拓く学生たちがより恵まれた環境で挑戦を続けられるよう、皆様の温かいご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

奈良工業高等専門学校
校長 江崎 修央

〈ご寄附の主な用途〉

- 先端試作設備の維持・更新
- 運営学生スタッフの育成・雇用経費
- 学生プロジェクト（材料費等）の支援
- アントレプレナーシップ教育プログラムの充実
- その他、起業家工房 Hub×Fab の運営にかかわる費用

起業家工房および活動内容の詳細は、次のページからご確認いただけます。

（起業家工房）

https://www.nara-k.ac.jp/institution/venture_factory/



起業家工房ホームページ

（活動紹介）

https://www.nara-k.ac.jp/institution/venture_factory/activities/



起業家工房活動紹介ページ

事業名 起業家工房 Hub×Fab 基金

事業内容

起業家工房 Hub×Fab の運営を行う（設備の維持・更新、試作用材料の確保、運営学生スタッフの育成など）

募金期間 令和 8 年 10 月より開始し、恒久的事業として実施

募金の額

個人：1 口 5,000 円（口数上限なし）

法人：1 口 20,000 円（口数上限なし）

募金の対象者 本事業に賛同いただける個人および法人（企業・団体等）

寄附金の申込み方法

次の本校ホームページ「奈良高専みらい応援基金」より、「WEB 申込みフォームからのご寄附」または「書面手続きによりご寄附」のいずれかの方法でお申込みいただけます。



奈良高専みらい応援基金
ホームページ

https://www.nara-k.ac.jp/cooperation/kikin/post_340.html

○WEB 申込みフォームからのご寄附

F-REGI（株式会社エフレジ）のサービスを利用しています。クレジットカード決済、コンビニ決済、Pay-easy がご利用可能です。

○書面手続きによるご寄附

本校ホームページより「寄附金申込書」を取得し、ファックス、メールまたは郵送によりお申込みください。

「寄附金申込書」を受領後、本校から振込先口座等を記載した「寄附金振込依頼書」をお送りいたしますので、お手数をおかけしますが、金融機関からお振込ください。

なお、振込手数料のご負担は大変恐縮ですが、寄附者様にてお願い申し上げます。

寄附に対する税制上の優遇措置

所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号）及び法人税法上の全額損金算入が認められる特定寄附金（法人税法第 3 7 条第 3 項第 2 号）として財務大臣から指定されているため、税法上の優遇措置を受けることができます。

ご入金を確認後、「寄附金領収証書」をご指定の住所にお送りいたします。なお、寄附金領収証書の領収日は、寄附申込完了日やカード決済日からの振替日ではなく、寄附金が高専機構に入金された日付となりますので、寄附金控除を希望される場合は十分ご注意ください。

○寄附者が個人の場合

<所得税>

当該年中の寄附金が 2,000 円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の 40%を限度として所得の控除が受けられます。

・寄附金控除額 = 寄附金額（寄附金額は所得×40%が上限） - 2,000 円

＜住民税＞

都道府県民税及び市区町村民税につきましては、各都道府県、市区町村の条例により控除を受けられる場合があります。詳しくは、住所地の市区町村にお問い合わせください。

○寄附者が法人の場合

寄附金の全額を損金に算入することができます。

寄附者の顕彰について

寄附いただいた皆様への感謝の意を含め、ご芳名を本校ホームページに掲載し顕彰させていただきます（公表を承諾された方のみ）。

また、本校の基金事業全体に対し、個人累計 10 万円以上、法人・団体累計 100 万円以上のご寄附をいただいた方に対して銘板を作成し、未永く顕彰させていただきます。

寄附金に関するお問い合わせ先

〒639-1080 奈良県大和郡山市矢田町 2 2 番地

奈良工業高等専門学校 総務課財務係

TEL 0743-55-6023

FAX 0743-55-6029

E-mail zaimu[at]jimu.nara-k.ac.jp [at]を@に変えてから送信してください。

個人情報の取扱いについて

ご寄附により取得しました個人情報につきましては、本基金事業に使用させていただきますとともに、本校の規則に基づき厳正に管理いたします。